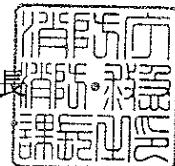


消防 消 第 7 号
消防 災 第 4 3 号
消防 運 第 2 号
平成 18 年 1 月 31 日

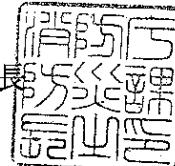
各都道府県国民保護担当部長 殿

各指定都市国民保護担当局長

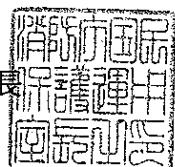
消防庁 消防・救急課



消防 庁 防 災 課



消防 庁 国 民 保 護 運 用 室



消防機関における国民保護措置上の留意事項等について（通知）

消防庁では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 35 条に基づき市町村が作成する市町村国民保護計画のモデルとなる「市町村国民保護モデル計画」を作成し、通知したところです。

これに合わせ、消防庁において、消防本部及び消防団（以下「消防機関」という。）における国民保護措置上の留意事項等を作成しましたので、市町村国民保護モデル計画と合わせてご活用いただきますとともに、貴都道府県内の市町村及び消防機関に対して周知されるようお願いします。

【担当】

国民保護運用室

課長補佐 西原、木林

電話 03(5253)7551

FAX 03(5253)7543

第1 消防機関の責務及び本通知の位置づけ

1 消防機関の責務

武力攻撃等による災害（以下「武力攻撃災害」という。）が発生した場合、消防機関は、国民保護法のほか消防組織法、消防法及びその他の関係する法令に基づき、その施設、装備及び資機材並びに人員を活用し、国民の生命、身体及び財産を保護するために、消火、救助及び救急活動を実施する責務を有しています。加えて、警報の発令や避難の指示が行われた場合、市町村国民保護計画に基づき、関係機関と連携し、その内容を住民に伝達するとともに、市町村長の指揮のもとに避難住民の誘導を行うこととなります。

このため、平素においては、市町村が行う国民保護に関する普及啓発や訓練への参加など、市町村の機関としての取組が求められます。

なお、武力攻撃事態の類型及び緊急対処事態の事態例には、次のものが想定されています。

（参考）武力攻撃事態等の類型等

◎ 武力攻撃事態の類型

- 着上陸侵攻
- グリラ・特殊部隊による攻撃
- 弹道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

◎ 緊急対処事態の事態例

- 危険性を内在する物質を有する施設等に攻撃が行われる事態
(原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破等)
- 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破等)
- 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(ダーティーボム等の爆破による放射能の拡散、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布等)
- 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
(航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等)

2 本通知の位置づけ

本通知は、武力攻撃事態等において消防機関が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）が円滑かつ的確に行われるようするために必要な平素からの備えや消防活動上の留意事項を示し、今後の市町村国民保護計画の作成や国民保護措置の実施に当たっての参考

とするものです。

第2 平素からの備え

1 組織・体制の整備

(1) 初動体制

消防本部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、防災における体制等を参考に、市町村の国民保護部局との連携、職員の収集基準、収集した職員の活動要領、関係機関からの情報の収集体制等について整備しておく必要があります。この場合、市町村国民保護計画に基づき、市町村が行う初動措置（緊急事態連絡室（仮称）の設置等）を踏まえ、十分に連携の取れた体制となることが重要です。

(2) 武力攻撃事態等の認定後の体制

消防本部は、武力攻撃事態等が認定された場合の対応体制を整備しておく必要があります。

(整備する内容)

- 国民保護措置を行うための組織編成や任務分担
(例：消防本部国民保護対策本部（仮称）設置要綱等)
- 消防活動、避難誘導等の活動体制
- 市町村のほか、警察、自衛隊及び海上保安庁（以下「警察等」という。）との連絡体制 など

(3) 装備及び資機材

消防本部は、武力攻撃災害やテロによる災害に対応するため、N B C 対応資機材等必要な装備及び資機材の整備に努める必要があります。

2 市町村国民保護協議会への参加

国民保護法においては、市町村国民保護協議会（以下「協議会」という。）は、市町村長の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項を審議し、また、市町村国民保護計画を作成する市町村長に対し意見を述べる役割を担っています。

消防機関からも構成員として、その区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）（以下「消防長等」という。）の参加が想定されており、消防機関の活動を円滑に実施するため、専門的な見地からの意見が期待されています。

また、消防機関としては、地域の実情に応じ、消防団長も協議会の構成員となるよう市町村長に積極的に働き掛ける必要があります。

(協議会において意見を期待される項目)

- 国民保護措置に係る情報の共有に関する事項
- 武力攻撃災害への対処と活動する隊員等の安全の確保に関する事項
- 警報及び避難の指示の住民への伝達に関する事項
- 避難実施要領に関する事項
- 被災情報の収集及び報告に関する事項
- 生活関連等施設の安全の確保措置に関する事項
- 危険物質等に係る災害発生防止措置に関する事項 など

3 訓練・普及啓発

消防機関は、市町村国民保護計画に基づき、市町村が行う訓練に参画するとともに、住民に対する国民保護の普及啓発を行うことが想定されます。実施に当たっては、防災訓練や自治会の会合、事業所の自衛消防訓練の機会等を有効に活用するなど効率的な取組を検討する必要があります。

4 消防職団員教育

消防機関は、都道府県及び市町村が計画する訓練に積極的に参加するとともに、パンフレット及び国民保護の教材を活用した消防職団員教育を行う必要があります。

(参考となる資料例)

- 消防庁「国民の保護のためのしくみ」
<http://www.fdma.go.jp/html/new/pdf/041222kokuminkeihatsu.pdf>
- 内閣官房「武力攻撃やテロなどから身を守るために」
http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/hogo_manual.pdf
- 教育用CD「国民保護（仮称）」（平成17年度消防大学校編集予定）

5 消防本部と消防団の連携

消防団の装備、資機材、活動内容等は、地域によって異なるため、武力攻撃事態等における消防本部と消防団の任務について、その実情に応じた連携体制を構築することが必要です。

このため、消防機関は、自然災害や事故災害における連携体制を参考に、市町村国民保護計画の作成過程において具体的な連携体制について検討するとともに、武力攻撃災害への対処や警報の伝達、避難住民の誘導について合同の訓練を行うなど、実践的な連携要領を確認する必要があります。

6 消防応援体制の確立

消防本部は、核（放射性物質を含む。）、生物剤及び化学剤（以下「NBC」という。）を用いた武力攻撃災害への対応に必要となる特殊な資機

材等を含めた消防力の整備状況について、他の消防本部と情報交換を行うなど、災害の状況に応じた相互応援体制を確立する必要があります。

また、緊急消防援助隊等の応援要請や、消防庁長官の指示による応援出動が速やかに行えるよう、都道府県及び市町村と連絡窓口やその手続に関する取決めなどを定めておくことが必要です。

7 一部事務組合等における対応体制の整備

一部事務組合、広域連合、委託等により複数の市町村を管轄する消防機関は、構成市町村における武力攻撃災害への対処等を行うとともに、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされています。

このため、平素より当該市町村の国民保護計画、武力攻撃災害への対処、避難実施要領のパターンの作成等において、構成市町村長、管理者等と十分な調整を図るとともに、当該市町村対策本部における連携要領の作成等の対応体制を整備しておく必要があります。

第3 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃事態等の認定前における対応

消防機関は、武力攻撃事態等が認定されるまでの間、消防法等に基づき消防活動を実施することとなります。

多数の人を殺傷する行為等の武力攻撃災害の発生が疑われる事案が発生した場合には、119番入電時の情報や警察からの情報の収集に努め、市町村の国民保護部局へ即報するとともに、警察等との連携を密にして活動するなど消防活動の安全に特に留意することが重要です。

また、市町村が、当該事案へ対応するために緊急事態連絡室(仮称)を設置した場合には、当該連絡室との連絡体制を確立するなど、事態の進展を考慮した的確な対応を行う必要があります。

2 市町村国民保護対策本部における対応

武力攻撃事態等において、市町村長を本部長とする市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)が設置された場合、消防機関としては、消防長等が市町村対策本部員として参加することになります。

市町村対策本部は、当該市町村の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するために設置されるもので、国及び都道府県からの指示や関係機関の情報が集約される場でもあり、消防機関は、市町村対策本部の決定事項等を踏まえ、活動を効率的かつ安全に実施する必要があります。

また、消防機関としては、地域の実情に応じ、消防団長も市町村対策本部員となるよう市町村長に積極的に働き掛ける必要があります。

消防機関から参加する本部員に期待される活動は、以下のとおりです。

(消防機関から参加する本部員としての対応例)

- 消防機関の活動状況や被害の状況に関する報告
- 国民保護措置の実施に関する本部長の補佐や技術的助言
- 警察等との情報交換及び活動の役割分担に関する意見
- 消防の応援要請等に関する助言
- 消防吏員及び消防団員の活動における安全の確保に関する助言

3 武力攻撃災害への対処に関する消防機関の活動

消防機関は、発生した武力攻撃ごとの特徴を考慮し、下記4に示す消防機関の隊員の安全の確保に十分配慮しつつ、消防活動に当たる必要があります。

(1) 攻撃の特徴と消防機関の活動

ア 弹道ミサイル攻撃の場合（N B C攻撃を含む。）

弾頭の種類（通常弾頭であるのか、N B C弾頭であるのか。）を着弾前に特定することが困難であり、それに応じて、被害の様相が大きく異なるため、着弾後は、速やかに弾頭の種類に関する情報の入手に努めるとともに、活動に使用する装備、資機材等を適切に選択し、消防活動に当たる必要があります。

消防機関は、安全が確保された地域において、消火、要救助者の救出及び救急搬送、避難住民の誘導、災害に関する情報の収集及び提供、消防警戒区域の設定などを行うことが想定されます。また、その活動要領は、通常弾頭の場合は、爆発災害に対応する要領、N B C弾頭の場合は、N B C災害に対応する要領で行うこととなります。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

突発的に被害が発生することが考えられます。

被害は比較的狭い範囲に限定される場合もありますが、ゲリラ・特殊部隊の移動や攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設など）の種類によっては、被害が広範囲に及ぶおそれがあります。また、爆発物の使用やN B Cの散布などの攻撃も想定されます。

消防機関は、市町村対策本部等や警察等からの情報によりゲリラ・特殊部隊による攻撃の危険がないと判断される地域において、避難住民の誘導、緊急通報の住民への伝達、消火、要救助者の救出及び救急搬送、消防警戒区域の設定、生活関連等施設の安全確保に関する支援などを行うことが想定されます。

ウ 着上陸侵攻・航空攻撃の場合

着上陸侵攻や航空攻撃の場合は、その兆候を察知することは比較的

容易と考えられますが、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことが想定されます。

これらの事態の場合においては、その時点で示されることとなる国の対処基本方針やそれに基づく総合調整、都道府県及び市町村対策本部の方針を踏まえ、消防機関は、安全が確保された地域において、避難住民の誘導等の必要な国民保護措置を行うこととなります。

(2) 現地調整の実施

消防機関は、市町村対策本部（市町村国民保護現地対策本部を含む。）の方針を踏まえ、武力攻撃災害への対処や避難住民の誘導等を効率的かつ安全に実施するため、現場における関係機関（都道府県、市町村、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）との情報共有や活動内容に関する調整を積極的に行う必要があります。

このため、現場に所在する関係機関と協力し、相互に対応を調整する場（以下「現地調整所」という。）を設置し、必要な連絡調整を行うことが重要です。

現地調整所の構成等の例は以下のとおりです。

ア 構成

- 現場における関係機関の代表者（指揮権限を有する者又はその代理者）
- 市町村、都道府県及び政府からの現地派遣職員

イ 主な役割

- 関係機関相互の活動や安全に関する情報共有や連絡
- 関係機関の役割分担の調整
- 避難に関する情報、被災情報等の広報の調整
- 市町村対策本部との連絡調整

ウ 設置場所

災害現場の直近で安全を確保できる適当な場所

(3) 応援要請

消防長は、武力攻撃災害の対処に際し、災害の規模により自己の消防機関が保有する消防力のみでは防御できない場合や、N B C 災害のように特殊な装備・資機材や専門部隊の対応が必要な場合は、平素確立した相互応援体制に基づき、市町村長を通じ、速やかに必要な応援要請を行います。また、必要に応じ、緊急消防援助隊等の応援又は出動要請を行います。

(4) 消防団の活動

消防団は、安全が確保されている地域において消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、情報収集、消防警戒区域の設定、消防本部の活動支援等、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じた活動を実施します。

4 安全の確保

消防機関は、119番通報等を受けて、真っ先に現場での活動を実施する機関であることから、武力攻撃事態の類型ごとに、その活動時の安全の確保に関して、特に留意する必要があります。

(1) 弹道ミサイル攻撃の場合（N B C攻撃を含む。）

現場における消防吏員及び消防団員の二次災害を防止するため、弾種が判明するまでの間は、常に危険の高いN B C弾頭の可能性を念頭に置いて消防活動を行うことが必要であり、以下の点に留意して活動を行うことが重要と考えられます。

- 出動隊は、風上側からの接近、異臭の有無、人・動物の身体等への異常の有無など周辺の環境から安全の確認を行う。
- 弾頭の種類が不明な場合は、N B C災害対応部隊がN B C災害対応用の装備及び資機材を用いて活動を行う。（現場検知、呼吸保護器具、防護服の着用等）
- 保有する装備、資機材等では対応不能な場合は、対応可能な装備を有する他機関等へ情報提供するとともに、市町村長を通じ、緊急消防援助隊等の応援出動の要請を行う。
- N B C対応装備・資機材を保有していない部隊は、安全が確認できた地域において、消防警戒区域の設定、避難住民の誘導、情報収集、消火、救急搬送などの活動を行う。
- 現地調整所において、警察等と情報を共有するとともに、消火、救助、救急、原因物質の撤去、汚染者の除染等の活動が安全に実施されるよう調整する。
- 建物等の破壊状況を確認するなど二次災害の発生に注意する。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

現地調整所における情報共有により、消防機関が活動する区域の安全を確認することが必要であり、以下の点に留意して活動を行うことが重要と考えられます。

- 活動現場に所在する警察等と緊急連絡体制を確保したうえで活動を行う。
- 国から提供される安全に関する情報を迅速に受領するため、市町村対策本部との緊急連絡体制を確保する。

(3) 警戒区域内で活動する場合の留意事項

市町村長又は警察等が設定した警戒区域内において消防機関が活動する場合は、攻撃による危険がないことを確認したうえで消防活動に当たる必要があります。この場合、現地調整所の機能を強化するなど、常に市町村対策本部や警察等からの最新の情報が提供される体制を確立し、特に以下の点に留意することが重要です。

- 警察等からの継続的な安全に関する情報の収集体制の確保
- 緊急連絡手段（無線機、拡声器、警笛等）の確保
- 緊急時における脱出手段・経路の確保
- 警戒区域内で活動する部隊の進入及び退出管理の徹底 など

(4) 特殊標章等の使用（緊急対処事態を除く。）

国民保護措置を実施する消防職団員は、特殊標章（腕章等）を着用し、身分証明書を携帯することとされています。また、特殊標章（旗等）は、消防車両等の車両にも表示することとなります。

5 国民への協力の要請

消防吏員及び消防団員は、国民に対し、避難住民の誘導に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助などについて国民に協力を要請することができます。また、市町村長が国民保護訓練を行うときは、国民に対し、訓練への参加について協力を要請することができることから、消防機関が国民への訓練参加の呼び掛けを行うことが想定されます。

なお、これらの協力は、協力者の安全が確保されていることのほか、国民の自発的な意思に基づくものであって強制であってはなりません。

第4 警報の伝達、避難住民の誘導等

消防機関は、武力攻撃災害への対処の状況や他の関係機関による活動の状況を考慮しつつ、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導、武力攻撃災害の兆候の市町村長への通報、被災情報の報告、生活関連等施設の安全確保のための支援等についても、市町村国民保護計画に基づき実施します。また、実施に当たっては、市町村職員等と協力し、国民保護措置が効果的に実施されるよう市町村対策本部等において調整する必要があります。

なお、これらの国民保護措置については、国からの対処基本方針、それ

に基づく警報や避難措置の指示が示されるという特徴があり、適切に対処するためには、市町村対策本部を通じ国や都道府県からの情報を把握するよう努める必要があります。

1 警報等の伝達

警報、避難の指示（その解除を含む。）及び避難実施要領の住民への伝達に関しては、消防機関は、関係機関と連携するとともに、保有する車両装備を有効に活用することなどにより、住民への伝達を実施します。

この場合、消防本部は巡回による伝達を行い、消防団は地域とのつながりを活かし、自主防災組織のリーダー、自治会長や地域住民への戸別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達を行います。

この際、自主防災組織への協力要請や災害時要援護者への配慮が必要です。また、都道府県知事からの緊急通報の伝達に関しても同様の対応が必要となります。

2 避難住民の誘導

避難住民の誘導は、市町村長の定める避難実施要領に基づき、市町村長の指揮の下に活動します。

消防本部は、災害の対処状況を考慮しつつ、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど、効果的な誘導を実施します。また、必要に応じ、車両等により、自力歩行困難な災害時要援護者の運送を行うなど、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行います。

消防団は、自主防災組織、自治会等と連携し、避難住民の誘導を行います。また、福祉関係団体をはじめ様々な機関とも連携し、災害時要援護者の避難状況に関する情報の確認や要避難地域内の残留者を確認するなど地域とのつながりを活かした活動を行います。

消防機関が避難住民の誘導を行うに当たっては、必要となる災害への対応活動を考慮しつつ、消防機関の任務分担を市町村対策本部において調整する必要があります。

市町村長の要請により、警察官等が避難住民の誘導に協力する場合は、現地調整所において連携を図るようにします。

消防団への必要な情報提供や消防団の活動状況の確認などは、消防本部で取りまとめるように配意します。

3 武力攻撃災害の兆候の通報

消防本部が武力攻撃の兆候の情報を入手した場合は、市町村の国民保護部局を通じ市町村長に即報する必要があります。この即報を円滑に行うため、自然災害時の対応を参考に市町村の国民保護部局と連絡要領を定めておくことが必要です。

(武力攻撃災害の兆候（疑い含む。）の例)

- 武力攻撃に伴う火災や建造物の倒壊
- 多数の人が集まる場所での原因不明な多数の死傷者の発生
- 不自然な場所での爆発災害
- 動物等の不自然な大量死
- 突然で不自然なスプレー散布や実験用機器等の放置情報
- 傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向など

4 被災情報の報告

消防本部は、市町村国民保護計画に基づき市町村の国民保護部局又は市町村対策本部に被災情報を報告します。また、事態の進展に応じた重要情報（災害実態の急激な変化、避難の状況等）を入手した場合は、直ちに、市町村対策本部へ報告する必要があります。

5 生活関連等施設の安全確保のための支援

消防機関は、市町村長又は生活関連等施設の管理者等から生活関連等施設の安全の確保のため必要な支援の求めがあったときは、市町村国民保護対策本部等において、当該施設の主管部局と連携しつつ、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など可能な範囲で必要な支援を行います。また、自ら必要があると認めるときも、状況に応じ支援を行います。

6 危険物に係る武力攻撃災害の発生の防止

武力攻撃事態等において市町村長が当該市町村の区域内にある危険物製造所等における危険物の引火、爆発、空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があると判断した場合は、消防機関は、市町村長の指示に基づき、危険物製造所等の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置を実施することが考えられます。

第5 消防庁長官等の消防に関する指示

国民保護法においては、武力攻撃災害の防御や人命の救助等のために消防庁長官又は都道府県知事による消防に関する指示や消防の応援等に関する指示について規定しています。

消防庁長官が消防の応援出動について指示を行う場合は、消防庁国民保護計画に基づき緊急消防援助隊等の出動を指示し、都道府県知事が指示を行う場合は、都道府県国民保護計画に基づき消防隊等の出動を指示することとなります。

これらの指示に迅速かつ適切に対応するため関係消防本部は、災害の動向や市町村、都道府県及び消防庁からの情報に注意し、迅速な出動体制を

確保することが期待されます。また、応援出動する消防本部は、関係機関から活動に関する情報収集を積極的に行うとともに、対応資機材や装備を積載させるなど活動する隊員の安全について配慮する必要があります。

第6 その他

緊急対処事態への対処については、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

国民保護法に規定する消防に関する主な条文の抜粋

「武力攻撃災害への対処」関係

○武力攻撃災害への対処（法第97条）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

○安全の確保（法第22条）

国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

「警報の伝達、避難住民の誘導等」関係

○市町村長による避難住民の誘導等（法第62条）

市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

（略）消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。（略）

○避難住民を誘導する者による警告、指示等（法第66条）

避難住民を誘導する警察官等又は※第六十二条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

（略）警察官又は海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講ずることができる。

前項の規定は、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、避難住民を誘導している消防吏員又は自衛官の職務の執行について準用する。

※ 市町村長、当該市町村の職員、消防長、消防職員、消防団長、消防団員等を指す。

○発見者の通報義務等（法第98条）

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官（次項及び第四項において「消防吏員等」という。）に通報しなければならない。

消防吏員等は、(略)通報を受けたときは、速やかに、その旨を市町村長に通報しなければならない。(略)

消防吏員等は、(略)通報を受けた場合において、その旨を市町村長に通報することができないときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。(略)

○被災情報の収集（法第126条）

※指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）の収集に努めなければならない。

被災情報を保有する関係機関は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

※ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関を指す。

「消防庁長官等の消防に関する指示」関係

○武力攻撃災害が発生した場合等の都道府県知事等の指示（法第117条）

都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長若しくは消防長又は水防管理者（略）に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、(略)都道府県知事の指示を待ついとまがないと認めるとときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示することができる。(略)

○消防の応援等に関する消防庁長官等の指示（法第119条）

消防庁長官は、武力攻撃災害が発生した市町村（武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。以下この条において「被災市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下この項及び次項において「消防の応援等」という。）に関し、当該被災市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

消防庁長官は、(略)要請を待ついとまがないと認められるときは、(略)当該被災市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。(略)

都道府県知事は、(略)消防庁長官の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することができる。

消防庁長官は、(略)人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められ

るときは、(略) 当該被災市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示することができる。(略)

○消防等に関する安全の確保（法第120条）

消防庁長官及び都道府県知事は、前三条の規定による指示をするときは、これらの規定に規定する措置を講ずるため出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

「現場における消防機関の権限」関係

○市町村長の事前措置等（法第111条）

※市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。(略)

○市町村長の退避の指示等（法第112条）

※市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。第四項において同じ。）をすべき旨を指示することができる。(略)

○応急公用負担等（法第113条）

※市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。(略)

○警戒区域の設定（法第114条）

※市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。(略)

※これらの権限は、市町村長の委任を受けた消防吏員及び消防団員が行うことができる。なお、当該市町村の吏員でないと委任できないものである。